

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 14 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について

今般、製造販売承認が得られた新型コロナウイルス抗原迅速診断キットの供給先等について、今月は、供給量が限られているため、下記の通りとしますので、各都道府県等におかれては、管内医療機関等への周知を図るようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、下記（２）の③に記載するへき地医療拠点病院の希望をとりまとめ、5月18日までに厚生労働省に報告する必要があるため、対応をお願いします。

なお、6月以降については、状況を踏まえて改めて連絡することを申し添えます。

さらに、当該キットを用いた抗原検査については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号。令和2年5月13日最終改正。）及び「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を行う医療機関における行政検査の委託に関する契約等について」（令和2年5月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお知らせした通り、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査として行うこととなるため、検査を実施する医療機関との間で委託契約の締結が必要となりますので、前記事務連絡を参照の上、対応してください。

記

新型コロナウイルス抗原迅速診断キットについては、各都道府県の流行状況及び医療機関ごとの当該キットへの需要等を踏まえ、以下（１）、（２）の供給先ごとの優先順位に基づき、供給する。

なお、院内・施設内での集団発生事例（クラスター）への対応に備え、以下とは別に、国立感染症研究所に迅速検査キットを供給する。

(1) 帰国者接触者外来及び地域外来・検査センター等（以下「検査センター等」という）

- ・販売業者から①に所在する検査センター等に対し優先的に供給し、供給状況を見ながら、②、③へ順次拡大して供給する。

①最近の新規感染者数が多い都道府県及び配送に時間を要する県

北海道、東京、神奈川、大阪、沖縄

②最近の新規感染者数がやや多い府県 埼玉、千葉、京都、兵庫

③上記以外の県

- ・このため、本日以降、販売業者が検査センター等に連絡し、迅速診断キットの使用希望量を聴取し、把握する。

(2) 医療機関

- ・中核的な機能を果たしている又は感染リスクが高い医療機関（特定機能病院、救命救急センター、感染症指定医療機関等）を優先して供給する。

- ・具体的には、販売業者から医療機関に対し、①の医療機関に優先的に供給し、供給状況を見ながら、②、③へ順次拡大して供給する。

①特定機能病院

②救命救急センター、感染症指定医療機関

③へき地医療拠点病院

- ・このため、本日以降、販売業者が上記①及び②の医療機関に連絡し、迅速診断キットの使用希望量を聴取し、把握する。

- ・③のへき地医療拠点病院については、都道府県において、当該都道府県内に所在するへき地医療拠点病院における迅速診断キットの使用希望をとりまとめる。都道府県においては、へき地医療拠点病院ごとの希望の有無について、5月18日までに、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部医療体制班へ報告する。

厚生労働省は当該報告に基づき、販売業者に迅速診断キットの使用を希望するへき地医療拠点病院のリストを提供し、販売業者は、当該リストを踏まえて、各へき地医療拠点病院へ供給する。

【問い合わせ先】

- ・全般について

厚生労働省 新型コロナウイルス対策推進本部
技術総括班 福田、竹下（8027）

- ・医療体制について

厚生労働省 新型コロナウイルス対策推進本部
医療体制班 継松（8186）